環境大臣

山本公一様

要望書

平成28年12月16日

福島県南相馬市長 桜 井 勝 延

本市は、平成23年11月に南相馬市除染計画(第一版)(後に放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画として改め、現在第四版となる。)を策定し、以降、住民への説明を繰り返しながら市内37箇所(除染特別地域内を含めると51箇所。)に仮置場を設置しつつ除染等の措置を推進してきたところですが、当該計画に基づく面的除染(一次除染)については、平成29年3月までに完了する予定です。このため、放射性物質汚染への対処に関する市民の関心は、除染等の措置の進捗から除染等の措置に伴い生じた除去土壌等(以下「除染土壌等」という。)の搬出と仮置場の撤去へと移ってきております。

さて、去る12月12日に環境省及び福島県から、「平成29年度中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送における各市町村からの搬出量の設定方法等について(案)」が示されたところであります。しかし、当該案は、除染土壌等を保管する市町村数で均等に分割して設定する「基礎量」の割合が多く、その結果、各市町村の除染土壌等の発生量に応じた傾斜配分として設定する「発生量比例」の総量が減少することから、除染土壌の発生量の多い、即ち被災の度合いがより高い一部の市町村が復興から置き去りにされるとの懸念を抱がざるを得ない内容となっております。また、「各市町村の搬出可能量の設定の考え方」については、「中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画」において、福島県と環境省が市町村等の関係機関と調整して設定することとされておりますが、1回の地域別会議の開催と2回の簡単な意見照会が行われるにとどまり、十分な調整が行われたとは到底捉えることができません。

早期に除染土壌等を中間貯蔵施設に搬出することは、除染土壌等を保管するすべての市町村の喫緊の課題であり、全ての住民の願いであります。各市町村を取り巻く状況が異なり、調整は困難を極めることと考えますが、一部の市町村が復興から置き去りにされることの無いよう、更なる努力をお願いいたしたく、以下について要望いたします。

1.搬出に要する期間の均衡を図ること

搬出可能量を設定する際に用いる3項目中、「基礎量」及び「発生量比例」については、一定規模の搬出を継続して行い搬出作業の効率を維持させること及び各市町村の搬出期間の均衡を図ることを目的として設定した項目であることを踏まえ、発生量比例を重視した適切な搬出可能量の設定をすることで、県内各市町村の除染土壌等の搬出に要する期間の均衡を図ること。

<u>2 . 住民が納得できるわかりやすい仕組みであること</u>

除染土壌の早期搬出は、住民にとって大きな関心事項であることから住民への説明の機会が相当にある。

このため、「発生時期による補正」及び「広域処理による加算」については、発生時期の早い除染土壌等を優先して搬出するための補正ではなく合理性に乏しいこと及び一部の広域処理施設にのみ着目し不公平感を生じさせることからこれを廃し、基礎量及び発生量比例で搬出可能量を設定する、住民にわかりやすい簡素な仕組みとすること。

3 . 市町村等関係機関と十分な調整を図ること

搬出可能量の設定にあたっては、「中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画」において、福島県と環境省が市町村等の関係機関と調整して設定することとされていることを踏まえ、市町村長への説明を含め十分に調整を図ること。